

(別紙)

東京地域の道路交通環境改善に関する連絡会設置要綱

- 一 連絡会の設置
東京地域の道路交通環境改善に関する連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。
- 二 連絡会の目的
連絡会は、東京1～6次訴訟の原告らと国、首都高速道路株式会社及び東京都との間で意見交換を行い、
和解条項に掲げる環境対策の円滑かつ効果的な実施に資することを目的とする。
なお、道路沿道対策の実施に当たっては、沿道住民等の関係者の意見を聴きながら取り組むものとする。
- 三 連絡会の構成
連絡会は次の関係委員をメンバーとする。
国土交通省
環境省
首都高速道路株式会社
東京都
原告ら
- 四 会議
連絡会は、和解条項に掲げる環境対策の円滑かつ効果的な実施に資するため、
 - 1 和解条項に掲げる以下の事項について意見交換を行う。
 - ① 道路環境対策に関すること
 - ② 自動車排出ガス対策に関すること
 - ③ 自動車交通総量の削減対策に関すること
 - ④ 東京都が行う大気環境保全対策に関すること
 - ⑤ その他①ないし④に関して、必要な事項として関係委員が了解したこと
 - 2 環境省は、連絡会において、和解条項に掲げるその他の環境対策の実施状況について報告する。
- 五 連絡会の座長及び事務局
 - 1 連絡会の座長は、国土交通省関東地方整備局代表委員とする。
 - 2 連絡会の事務局は、国土交通省関東地方整備局、環境省水・大気環境局とする。
- 六 連絡会の運営
 - 1 連絡会は、年1回開催とする。
 - 2 臨時の連絡会は、関係委員の意見にも配慮し、必要に応じて座長が招集する。
 - 3 連絡会は公開とする。ただし、関係委員の合意で非公開とすることができる。